

お客さまへ重要なお知らせ

三井住友アセットマネジメント株式会社

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」改正に伴う確認に関するお願い

2017年1月1日より、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の改正に伴い、金融機関等で新たに口座開設を行う場合には、従来の取引時確認に加え、**お客さまの「居住地国」を確認させていただくことが必要**となりました。

お客さまにはお手数をおかけいたしますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。ご不明な点がございましたら、下記投信直販お客さま窓口までお気軽にお問い合わせください。

【ご参考】

課税上の居住地国とは・・・原則、現在お住まいの国が「居住地国」となります。

現在の居住国	条件	税法上の居住性	課税上の居住地国
日本	日本国内に住所有り又は日本国内に1年以上居所有り	居住者	日本
海外	上記以外	非居住者	海外

※日本国内に現在、ご住所をお持ちでないお客さまはSMAM投信直販の口座開設はできません。あらかじめご了承ください。

新たに弊社投信直販の口座開設を希望されるお客さまへ

新規口座開設をご希望のお客さまは、SMAM投信直販ネット ホームページトップ画面右上の

資料請求(無料)

からご請求ください。「口座開設キット」をお客さまのご住所に郵送いたします。なお、お客さまからご提出いただきました書類に、『特定取引を行う者の届出書／「外国の政府等において重要な地位を占める方」に関するご確認』の書類が含まれていない場合には、弊社より『**特定取引を行う者の届出書／「外国の政府等において重要な地位を占める方」に関するご確認**』の書類を郵送いたしますので、必要事項をご記入・ご捺印の上、再度、ご提出くださいますようお願い申し上げます。

(既にお手元に「口座開設キット」をお持ちのお客さまは、必要書類を郵送いたしますので、下記投信直販お客さま窓口までお問い合わせください。)

既に弊社投信直販の口座をお持ちのお客さまへ

2017年中に、「**特定取引を行う者の任意届出書**」の書類を郵送いたします。お手元に届きましたら、必要事項をご記入・ご捺印の上、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

詳細は、国税庁ホームページ「共通報告基準(CRS)に基づく自動的情報交換に関する情報」をご参照ください。

<http://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/crs/index.htm>

以上

<お問い合わせは>

三井住友アセットマネジメント

投信直販お客さま窓口

0120-45-1104 (ようこそ、いい投資)

受付時間：営業日の午前9時～午後5時